

川の駅の取り組み

利根川上流河川事務所地域連携課

1. はじめに

本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来など歴史的な転換期において、活力ある経済・社会と地域の形成が求められている。このような中、防災・環境・教育・健康増進等の様々な分野において、川の持つ力が見直されつつある。

利根川上流河川事務所においても、地域の魅力向上を目指す自治体（市町）に対し河川管理者として支援・推進する立場から、利根川を軸に地域の交流を促進する「川の駅」の登録制度の検討を行った。

2. 主な検討経緯

1) 平成19年度

①「川の駅」の考え方の整理

川及び川辺を活用した「市民活動、まちづくり、防災の拠点」となるものである。

②沿川市町の意向把握及び分析

多くの市町では「川の駅」のとりくみに関しては前向きな意向が伺えた。

③設営調査及び検討

5箇所の設置候補地を抽出し、実際に看板を設置したうえで、関係者の意見を聞くなどの基礎調査を行った。

2) 平成20年度

①候補施設の情報収集

沿川市町にヒアリングを行い、候補施設を抽出した。

②社会実験の実施

19箇所の候補施設において社会実験を行い、利用者アンケート、施設管理者の満足度調査を実施した。



写真-1 平成20年度 社会実験施設

3) 平成21年度

①災害時及び平常時の活用方法の検討

受発信する情報及び受発信方法について検討を行った。

②運営方法の検討

認定の定義づけの整理及び具体的な運営方法について検討を行った。

③設置候補の具体的検討

これまでの沿川市町の意向や立地条件等を踏まえ、試行的に「川の駅」を認定するための設置候補を整理した。

3. 利用者のニーズ

社会実験時の利用者に川で知りたい情報について聞いてみると「楽しめる場所・遊べる場所」に関する情報のニーズが最も多く、「川の歴史・文化」「川にいる生物」「イベント情報」などが次いでいる。また、「食べ物」「土産物」などの川以外の周辺情報、「防災」に関する情報についても挙げられており、そのニーズは多様である。（図-1）

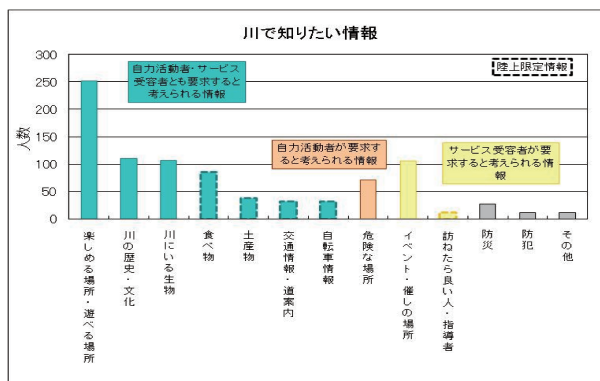


図-1 H20社会実験時アンケート「川で知りたい情報」

一方、「川の駅」でできることの期待について聞いてみるとトイレ利用、休憩が最も多く、物産販売、食事、喫茶と続いており、トイレ休憩に加えて、買い物、軽食などのちょっとした楽しみの時間を過ごせる場所として期待していることが考えられる。（図-2）

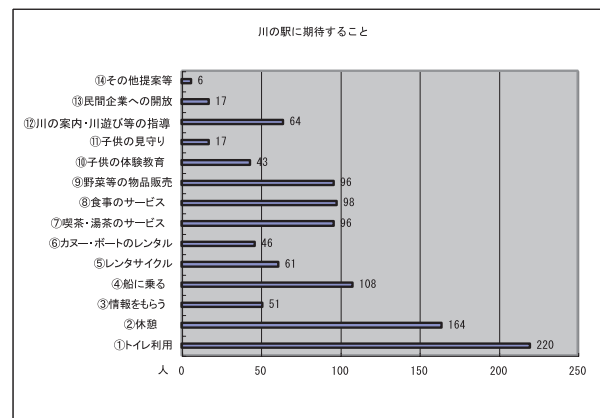


図-2 H20社会実験時アンケート「川の駅に期待すること」

4. 「川の駅」の定義づけ

近年、人々は川から遠ざかり川やその周辺の自然と触れ合う機会が過去より希薄になっていると考えられるが、平成20年度実施の利用者アンケート結果より、潜在的には「もっと川と触れ合いたい」という意識を有している傾向が見られる。利用者が魅力を感じ、利用してもらえるように、まずは普段の川の魅力を伝えることを中心と考え、その中で防災情報を上手く織り交ぜていけたらと考えている。そこで定義づけとしては以下の通りとする。

川の駅＝流域の発展・振興に資するための利根川を軸に地域の交流を促進する拠点

検討当初においてはトイレ開放、案内人、看板などに応じるサービス機能(図-3)を義務的に付加することとしていたが、既存の施設を有効活用するという点では施設に負荷となることが考えられた。そこで1箇所ですべての機能を満足させるのではなく、複数の施設との補完関係により多様な機能を備えるものとした。

| 川の駅の4つの基本機能 | |
|----------------|------------------------|
| ①休憩機能 | 誰でもトイレが利用でき、気軽に休憩できる |
| ②案内機能 | 人がいて周辺のこと等について情報提供 |
| ③交流機能 | 地域の人と来訪者の出会いと交流をサポートする |
| ④連携機能 | 川の駅同士をネットワークし協力連携を促進する |
| 4つの必須アイテム | |
| ①川の駅の看板 | |
| ②人がいる(案内人・業務可) | |
| ③トイレの開放 | |
| ④地域の情報 | |

図-3 検討当初に付加することとした機能

5. 基本的な仕組みの考え方

「川の駅」となることを希望する者がその旨を「申請」し、「登録」する仕組みとする。

- ・各施設の管理者(自治体)が利根川上流河川事務所に登録申請を行う。
- ・川沿いにある既存の公共施設を有効活用することとし、登録にあたり新たな補修は義務付けない。
- ・求める機能は統一せず、各施設の持つ様々な機能を生かすこととし、「川の駅」としての行動を義務付けるものではない。
- ・まずは空きスペースにパンフレットの設置等を行い、堤防に近接した場所については光ファイ

バーの接続の検討を行う。

- ・登録する自治体において会費等の負担は一切ない。
- ・施設の管理者(自治体)は登録申請書式により利根川上流河川事務所へ申請
- ・利根川上流河川事務所は事務所ホームページへ登録情報を公開
(登録申請書式の事務的な部分以外について、提出されたままの情報を公開)

手続きは以下の流れとする。

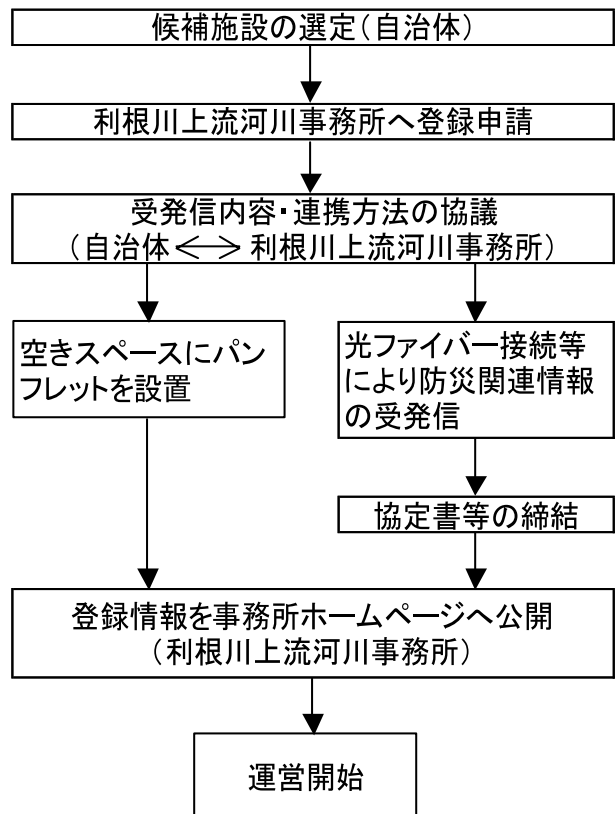


図-4 手続きのフロー(案)

6. おわりに

今までの検討で、河川管理者としての登録制度の案をとりまとめてきたが、「川の駅」が広く認知され、親しまれ、活用されるためのアイデアについて沿川自治体の意見も収集していく必要があると考える。

昨今の社会情勢等より広報のあり方については効果の検証等、慎重な対応が求められており、今回検討した「川の駅」に限らず、流域の発展・振興に資するための方策については今後も検討を行う必要があると考える。